# 第6回八女市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年6月7日 (火) 午後2時00分から午後2時50分
- 2. 開催場所 立花市民ホール
- 3. 出席農業委員(18名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 利通	3番	松尾 健一
		5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
		8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
		14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
		17番	江﨑 潔	18番	中村 善徳
		20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
		23番	池尻 律芳	24番	國武 覚

4. 出席最適化推進委員(14名)

1番	樋口 重樹			5番	樋口	祐二
8番	服部 正文	12番	上村 洋治	15番	室園	千秋
18番	久木原秀登	22番	八田 久男	25番	中島	清隆
28番	井手 洋一	29番	橋村 茂實	33番	井上	昌彦
39番	塩塚 義治	42番	栗原嘉寿秀	43番	山口	史登

- 5. 欠席委員 農業委員(6名)
  - 4番牛嶋徹也7番馬場康浩13番高山和典16番古賀則夫19番茅島澄雄22番三宅三宅覚
- 6. 欠席委員 最適化推進委員(1名)
  - 4番 牛島由美子
- 7. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議

報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について 議案第30号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定 の処理について

報告第10号 農地改良行為の届出について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可処分の計画変更について

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

## 8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美 黒木支所 井 上 雄治 立花支所 中嶋 隆裕 上陽支所 松尾 誠 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要(発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。)

## 議長

みなさまこんにちは。本日は令和4年第6回農業委員会総会を開催 しましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまし て誠にありがとうございました。

私は5月31日から6月1日にかけまして2年ぶりに開催されました全国農業委員会会長会に出席してまいりました。内容としましては、人と農地対策や持続可能な農業・農村を作るためにというような幅広いテーマでの会議でございましたけれども、会議出席後は衆議院の第二議員会館で自民党の藤丸先生と古賀誠先生にお会いして、農地に関係する農村、農業委員会制度に関する要請活動をしてきました。以上報告申し上げておきます。

それではただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

(議長着席)

# 議 長 日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 18名 、

農地利用最適化推進委員 14名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

### 議長

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番中

島秀徳委員、10番仁田原一太委員を本日の会議の議事録署名委員に 指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いします。

( 案件朗読 )

議長

事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。

議長

報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については10件です。総合計について4ページをご確認ください。解約のあった土地20筆のうち、田19筆、畑1筆、合計面積25, 095㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありま すので、質疑にとどめ審議を終わります。

5ページをお願いします。

議長

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。

事務局

1番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の農業廃止 と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。

譲受人の住所地は福岡市ですが、もともとは八女市ご出身で、申請

農地の隣地において大正10年から続く豆藤というという豆腐屋をされておられます。毎日早朝に豆腐製造のために通勤され、八女市の工場にて豆腐を製造し、市内のスーパーや直営の店舗等で販売をされてあります。午前中には卸まで終了し、その後農作業に従事されており、常時従事要件については問題ないと考えます。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。

事務局

2番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の経営縮小 と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上 でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。

事務局

3番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、 と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 ( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。

事務局

4番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の経営縮小 と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でござい ます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。

事務局

5番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、 譲受人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。

事務局

6番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、 譲受人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。

事務局 7番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、 譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。

事務局 8番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の経営縮小 と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でござい ます。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。

事務局 9番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の子への贈与と譲受人の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。 以上でございます。

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。

事務局

10番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の共有者への贈与と譲受人の共有者より受贈ということでの共有持分の所有権移転贈与の申請です。

申請農地につきましては現在複数人の共有名義となっていますが、 共有者は県外在住のほとんどであり、譲受人が農地の管理をされております。今回、共有者の中で所有権移転についての話がまとまったため申請されるものです。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。

事務局

11番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の遠方の ため耕作困難と譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。 以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

## ( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。

事務局

12番についてご説明いたします。 (議案書朗読)貸人の子への貸付と借人の親より借受による10年間の使用貸借権再設定の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 10ページをお願いいたします。

議長

議案第30号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。

事務局

本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会 に対して決定を求められているものでございます。今回は所有権移転 の案件が7件ございます。

番号1番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。

番号2番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移 転されるものです。

番号3番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移 転されるものです。

番号4番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移 転されるものです。

番号5番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移 転されるものです。 番号6番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移 転されるものです。

番号7番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移 転されるものです。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 13ページをお願いします。

議長

報告第10号、農地改良行為の届出について、番号1番を事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。申請地は、立花町山崎にあります株式会社上嶋 商店南側の農地になります。 (議案書朗読) この土地は周囲より一段 低くなっており、例年大雨で水をかぶり不便ということで盛り土をし て野菜を作られるという計画です。隣接する農地はありますが、申請 人の農地であり、承諾は不要です。

なお申請人は現在介護保健施設に入居してあり、ご自身での耕作は 困難な状況でありますが、今回農地改良を行い、耕作しやすい農地へ と整備を行ったうえで知人に貸し付けられる予定となっております。 以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります ので、質疑にとどめ審議を終わります。

14ページをお願いします。

議長

議案第31号、農地法第5条の規定による許可処分の計画変更について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

## 事務局

1番についてご説明いたします。場所につきましては、吉田にあります老人保健施設グリーンビュー希望が丘より南東へ200m程進んだ農地になります。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないとなっています。

(議案書朗読) 当時、共同住宅としての購入希望があり、計画変更せずに建て、また、空地を設けていた土地について今回修正して変更するものです。内容といたしましては、建売住宅用地11戸を建売住宅用地9戸、共同住宅用地1棟、共同駐車場への変更申請がされているものであります。

現地を調査した結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は 北側水路へ排水されるというものです。特段問題はないと確認してお ります。以上でございます。

#### 議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

### 議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

15ページをお願いします。

## 議長

議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

### 事務局

ご説明いたします。場所につきましては、八女市長峰小学校から西へ200m程進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を申請人が貸駐車場用地として利用される計画です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北東にある既存排水管へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ご異議ありませんか。

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

2番についてご説明いたします。申請地は八女市蒲原にありますケイエスゴルフガーデンより北へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。(議案書朗読)この土地を専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、北側側溝へ排水されます。雨水も同様に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

### 事務局

3番についてご説明します。申請地は八女市亀甲にあります西日本 短期大学付属高等学校より南へ200m程進んだ農地になります。農 地の区分は市街地等で公共施設、公益的施設が整備された区域内にあ る農地であって、第3種農地と判断します。(議案書朗読)この土地 を共同住宅用地1棟10戸として利用するための申請です。隣接する 農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

### 議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

#### 議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

16ページをお願いします。

### 議長

議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

## 事務局

ご説明いたします。申請地は、八女市吉田にあります筑水会病院の東に隣接した農地になります。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接

続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと 考えます。 (議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けら れまして、職員駐車場用地として利用するための申請です。隣接する 農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は西側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。申請地は、八女市吉田にあります福岡八女農業協同組合東支店から北へ30m程進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地は譲受人所有であり、同意は不要です。水利の承諾はとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は南側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

## ( 異議なしの声あり )

### 議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

## 事務局

3番についてご説明いたします。申請地は、八女市津江にある国道 442号線の後ノ江西交差点より南へ50m程進んだ農地になりま す。農地の区分は市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区 域内にある農地であって、第3種農地と判断します。(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、資材置場用地と して利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承 諾はとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

## 議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

## ( 異議なしの声あり )

## 議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

## 事務局

ご説明いたします。申請地は、八女市平田にあります平田公民館より西へ30m程進んだ農地です。農地の区分は第1種農地と判断します。内容は1番と同じです。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請

です。隣接する農地は申請人の農地であり同意は不要です。水利の承諾はとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され南側水路に排水される計画です。雨水も同様です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ご異議ありませんか。

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。申請地は、八女市牟田にありますホンダカーズ 八女店より北東へ400m程進んだ農地になります。農地の区分は第 1種農地と判断します。内容は1番と同じです。 (議案書朗読) この 土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として 利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾も とれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員および事務局で現地 確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され西側水路へ排 水される計画です。雨水も同様です。ご審議のほどよろしくお願いし ます。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

## 事務局

ご説明いたします。申請地の場所は、八女市本にありますミニストップ八女本店の道を挟んで南東に隣接する農地になります。農地の区分は第2種農地と判断します。内容は2番と同じです。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は浸透桝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

## 議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

## ( 異議なしの声あり )

### 議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

## 事務局

7番についてご説明いたします。申請地は、八女市蒲原にあります 福岡八女農業協同組合広域なし・とまと・もも集出荷施設の北に道を 挟んで隣接する農地になります。農地の区分は市街地等で公共施設、 公益的施設が整備されて区域内にある農地であって、第3種農地と判 断します。(議案書朗読)この土地を借人が貸人使用貸借で借り受け られまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する 農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確

認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側側 溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審 議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。申請地は、八女市亀甲にあります西日本短期大学付属高等学校より南へ150m程進んだ農地になります。農地の区分は第1種農地と判断します。内容は1番と同じです。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から贈与で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号9番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いしま

す。

## 事務局

9番についてご説明いたします。申請地の場所は、黒木町本分地区の市道本分・陣ノ内線沿いにありますアスタラビスタ黒木店西側出口の南側の農地になります。農地の区分は第2種農地と判断いたします。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から購入され、譲受人の資材置場用地として利用するための申請です。水利委員の承諾及び隣接する農地の承諾もあります。

5月27日に現地調査を行った結果、雨水は自然流下し南側水路へ排水されます。排水に関して特段問題ないことを確認しております。 以上よろしくお願いいたします。

### 議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

## ( 異議なしの声あり )

### 議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号10番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

### 事務局

10番についてご説明いたします。申請地は、立花町山崎の中通公 民館より100m程西に進んだ農地です。農地の区分は、農用地区域 内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいず れにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。(議案書朗 読)この土地を譲受人が譲渡人より譲り受けられまして、専用住宅用 地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利 の承諾もとれています。

5月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、東側側溝へ排水される計画です。雨水も同様です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

#### 議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号11番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

### 事務局

11番についてご説明いたします。申請地は、特別養護老人ホーム 星寿園から約300mの場所に位置する農地です。農地の区分は農用 地区域内農地です。この農地は令和3年10月21日開催の八女市農 業振興地域整備促進協議会によって農業振興地除外の承認が得られて います。 (議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から所有権移転売 買により取得され、譲受人の住宅への進入路として転用される計画で す。隣接農地の同意はあり、水利の承諾も得られています。

5月23日に現地調査を行った結果、雨水は自然流下により東側水路へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題ないと確認しております。以上よろしくお願いいたします。

### 議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

#### 議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

以上で議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでご ざいました。 ( 閉会宣言 2時50分 )

令和4年6月7日

議長月足靖彦

9番 中島秀徳

10番 仁田原 一 太